

学校ネットワーク環境評価を事前に行うための対応策やネットワークに関する課題解決事例等についてお知らせします。

2 文科初第 1960 号
令和 3 年 3 月 12 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛

GIGA スクール構想の実現に向けた通信ネットワークの
円滑な運用確保に係る対応について（通知）

GIGA スクール構想については、関係各位の御尽力により、全国の小・中学校における端末と校内ネットワークの整備が完了に向けて進んでおり、これを受けて、本年 4 月には小・中学校における一人一台端末環境での児童生徒の学びが本格的にスタートすることとなりますが、これを円滑に進めるためには、学校や学校設置者等において、本格運用後に想定される通信ネットワークに係るトラブル事象を可能な限り未然に防ぎ、児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICT を活用した学習を行えるよう準備を整えることが必要です。

このため、文部科学省では、各学校設置者が自らのネットワーク環境の評価（アセスメント）を事前に行うための対応策について、別紙 1 のとおりまとめました。併せて、これまで把握しているネットワークに関する課題解決事例を別紙 2 のとおり整理しました。

各学校設置者におかれては、これを参考に、改めて学校におけるネットワーク環境が安定的に確保されているかを各自のネットワーク環境構築又は保守事業者等に確認を行うとともに、ネットワーク環境に課題がある場合においては、事業者等と相談の上、適切な改善策を講じていただくようお願いいたします。

なお、別紙 1 で示すネットワーク環境のアセスメント項目は、児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICT を活用した学習を行えるようにする

ため、先行事例も踏まえ、学校がインターネットに接続する際に支障が生じる可能性のある項目に絞って整理し、参考例として示すものです。この内容については、学校設置者等における今後の取組等を踏まえて随時更新していく予定です。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いします。

（別紙 1）ネットワーク環境の事前評価に係る対応策

（別紙 2）ネットワークに関する課題解決事例

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局 情報教育・外国語教育課

TEL：03-6734-3263

E-mail：jogai@mext.go.jp